

静岡市女性会館条例

○静岡市女性会館条例

平成15年4月1日  
条例第113号

(設置)

第1条 静岡市は、女性を取り巻く諸問題に関する学習及び活動の振興を図るため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市女性会館	静岡市葵区東草深町3番18号

(平16条例86・平28条例97・一部改正)

(事業)

第2条 静岡市女性会館(以下「女性会館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 講座、教室等の開設に関する事。
- (2) 交流及び諸活動の指導及び助言に関する事。
- (3) 図書、資料等の収集、整理及び利用に関する事。
- (4) 相談に関する事。
- (5) 女性会館の施設、設備等の利用に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業

(利用時間)

第3条 女性会館の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、第17条の規定による指定を受けて女性会館の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)が特に必要であると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(平17条例100・追加、平18条例108・平20条例26・平21条例15・平28条例97・一部改正)

(休館日)

第4条 女性会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要であると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(平17条例100・追加、平18条例108・平20条例26・平28条例97・一部改正)

(利用の許可)

第5条 別表第1及び別表第2に掲げる施設、特殊器具等(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(平17条例100・旧第3条繰下、平18条例108・一部改正)

(利用の不許可)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 主として営利を図ることを目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (5) 建物及び附属設備を損傷するおそれその他管理上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(平17条例100・旧第4条繰下、平18条例108・平20条例26・一部改正)

(優先利用)

第7条 施設等を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、施設等を優先して利用することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共又は公益事業を行うために利用するとき。
- (2) 公共的団体が公益事業を行うために利用するとき。
- (3) 第1条に規定する設置目的のための活動を行う団体として市長が認める団体が当該活動を行うために利用するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要であると認めるとき。

(平20条例26・追加)

(使用料の納付)

第8条 第5条第1項の規定による施設等の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、当該使用料の納付に当たり、市長が特別の理由があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

(平17条例100・旧第5条繰下・一部改正、平20条例26・旧第7条繰下・一部改正)

(使用料の減額又は免除)

第9条 市長は、第1条に規定する設置目的のための活動その他生涯学習活動又は公益のために利用する場合で、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平17条例100・旧第6条繰下、平20条例26・旧第8条繰下・一部改正)

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰すことができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用しようとする日前三日までに利用の許可の取消しを申し出て、市長が特別の理由があると認めるとき。

(平17条例100・旧第7条繰下、平20条例26・旧第9条繰下)

(特別の設備等)

第11条 利用者は、女性会館に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(平17条例100・旧第8条繰下、平18条例108・一部改正、平20条例26・旧第10条繰下)

(利用の目的の変更等の禁止)

第12条 利用者は、施設等の利用の目的を指定管理者の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平17条例100・旧第9条繰下、平18条例108・一部改正、平20条例26・旧第11条繰下・一部改正)

(利用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要であると認めるとき。

(平17条例100・旧第10条繰下、平18条例108・一部改正、平20条例26・旧第12条繰下・一部改正)

(入館の制限)

第14条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、女性会館への入館を拒否し、又は女性会館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 女性会館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当であると認めるとき。

(平17条例100・旧第11条繰下、平18条例108・一部改正、平20条例26・旧第13条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、女性会館の利用が終わったとき、又は第13条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは前条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(平17条例100・旧第12条繰下・一部改正、平20条例26・旧第14条繰下・一部改正)

(損害賠償の義務)

第16条 女性会館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例100・旧第13条繰下、平20条例26・旧第15条繰下)

(指定管理者による管理)

第17条 女性会館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第17条繰下、平21条例15・旧第18条繰上、平28条例97・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第18条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第18条繰下、平21条例15・旧第19条繰上)

(指定管理者の指定の基準)

第19条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するものの中から、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が女性会館の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が女性会館の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第19条線下、平21条例15・旧第20条線下)

(指定管理者の指定等の公告)

第20条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第20条線下、平21条例15・旧第21条線下)

(指定管理者の業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 女性会館の利用の許可に関すること。
- (3) 女性会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第21条線下、平21条例15・旧第22条線下、平28条例97・一部改正)

(指定管理者の原状回復の義務)

第22条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第22条線下、平21条例15・旧第23条線下)

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例100・旧第15条線下、平18条例108・旧第17条線下、平20条例26・旧第23条線下、平21条例15・旧第24条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市女性会館条例(平成4年静岡市条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成16年12月22日条例第86号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第100号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月16日条例第108号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第17条を第23条とし、第16条の次に6条を加える改正規定(第17条及び第22条に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の静岡市女性会館条例(平成15年静岡市条例第113号)別表第1及び別表第2の改正規定は、この条例の施行の日以後に施設等の利用の許可を受けた者から適用し、同日前に施設等の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月13日条例第15号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市女性会館条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年10月12日条例第97号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市女性会館条例(以下「新条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市女性会館の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

別表第1(第8条関係)

(平20条例26・全改、平26条例19・平31条例16・一部改正)

施設使用料

室名	位置	収容人員	様式	第1条の設置目的のための活動その他生涯学習活動のために利用する場合の使用料						その他の場合の使用料					
				午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
第11集会室	1階	14人	洋室	340円	470円	520円	770円	900円	1,260円	710円	950円	1,050円	1,560円	1,810円	2,530円
第12集会室	1階	14人	洋室	350円	480円	520円	790円	910円	1,280円	730円	970円	1,050円	1,600円	1,830円	2,570円
第21集会室	2階	12人	洋室	330円	460円	500円	750円	860円	1,220円	690円	930円	1,010円	1,510円	1,740円	2,450円
第22集会室	2階	18人	洋室	340円	470円	520円	770円	900円	1,260円	710円	950円	1,050円	1,560円	1,810円	2,530円
第41集会室	4階	54人	洋室	750円	1,010円	1,100円	1,610円	1,960円	2,620円	1,510円	2,040円	2,220円	3,240円	3,940円	5,250円
第42集会室	4階	22人	洋室	380円	520円	560円	860円	990円	1,400円	790円	1,050円	1,140円	1,740円	2,000円	2,800円
第43集会室	4階	20人	洋室	350円	480円	530円	790円	920円	1,290円	730円	970円	1,070円	1,600円	1,850円	2,590円
第44集会室	4階	20人	洋室												
第45集会室	4階	36人	洋室	550円	740円	780円	1,190円	1,380円	1,940円	1,120円	1,490円	1,580円	2,400円	2,760円	3,900円

子ども室	1階	30人	洋室	570円	770円	800円	1,240円	1,430円	2,020円	1,160円	1,560円	1,620円	2,510円	2,870円	4,050円
ギャラリー	2階	—	—	310円	420円	480円	700円	810円	1,150円	640円	860円	970円	1,410円	1,640円	2,300円
軽運動室	2階	30人	洋室	740円	1,000円	1,080円	1,590円	1,940円	2,590円	1,490円	2,020円	2,200円	3,200円	3,900円	5,190円
料理実習室	2階	32人	洋室	820円	1,100円	1,170円	1,770円	2,120円	2,860円	1,660円	2,210円	2,360円	3,560円	4,260円	5,720円
研修室	4階	96人	洋室	1,170円	1,570円	1,700円	2,530円	3,000円	4,090円	2,360円	3,150円	3,420円	5,090円	6,030円	8,190円
和室5	4階	20人	和室	530円	720円	760円	1,150円	1,340円	1,880円	1,070円	1,450円	1,540円	2,320円	2,680円	3,780円

備考

- 1 料理実習室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。
- 2 子ども室を女性会館の他の施設又は静岡市葵生涯学習センターの施設の利用に伴い、保育室として利用する場合には、当該保育室として利用する間の子ども室の使用料は、無料とする。

別表第2(第8条関係)

(平20条例26・全改、平26条例19・平31条例16・一部改正)

特殊器具等使用料

区分	数量単位	使用単位	使用料
調理台(附属器具を含む。)		1台	220円
視聴覚研修システム	一式	1回	1,100円
女性会館の設備以外の機器、器具等を使用するため電気又はガスを使用する場合			電気又はガスの使用量に応ずる実費相当額

備考

- 1 使用単位1回の使用時間は、4時間以内とする。
- 2 調理台の使用料には、燃料費を含むものとする。